

○港区放課GO→クラブ実施要綱

平成22年4月1日

22港子字第58号

(目的)

第1条 この要綱は、児童が放課後等の学校施設等を活用し、安全、安心に過ごすことのできる居場所を確保するとともに、学習、スポーツ、遊びなどの活動を通して、児童の自主性、社会性及び創造性を養うことを目的として実施する事業（以下「放課GO→（ほうかごー）」という。）及び放課後等に保護者の就労、疾病等の理由で保護を受けられない児童に生活の拠点を用意することによって、児童の健全育成を推進することを目的として実施する放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「学童クラブ」という。））を一体的に実施していく事業（以下「放課GO→（ほうかごー）クラブ」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「放課GO→クラブ」とは、放課GO→及び区立小学校において実施する学童クラブ（以下「放課GO→学童クラブ」という。）を一体的に実施するものをいう。

(実施場所)

第3条 放課GO→クラブは、別表第1及び別表第2に掲げる区立小学校（以下「実施校」という。）において実施する。

(対象児童)

第4条 放課GO→の対象児童は、実施校に在籍し、又は実施校の学区域内に居住する児童とする。

2 放課GO→学童クラブの対象児童は、実施校に在籍し、又は実施校の学区域内に居住する児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 両親がいない世帯又は母子若しくは父子世帯で、保護者が勤務等のため、児童を家庭において保護することができない場合
- (2) 両親がともに勤務等のため、児童を家庭において保護することができない場合
- (3) 保護者が出産、病気、負傷、心身の障害等のため、児童を家庭において保護することができない場合
- (4) 児童の家庭に、長期にわたる病人、心身に障害のある者等がいるため、保護者が

常時その看護に当たっており、その児童を家庭で保護することができない場合

(5) 児童の家庭が火災、風水害、地震等により、その家屋を失い、又は破損したため、その復旧までの間、その児童を家庭で保護することができない場合

(6) その他区長が特に必要と認める場合

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要と認めるときは、放課GO→クラブの対象児童を制限し、又は前2項に規定する対象児童以外の児童を参加若しくは入会させることができる。

(放課GO→等への登録)

第5条 児童を別表第1に定める放課GO→に参加させようとする保護者は、放課GO→参加登録申込書(第1号様式)を区長に提出することにより、登録の手続をしなければならない。

2 登録の期間は、登録の日からその日の属する年度の末日までとする。

(放課GO→学童クラブ等への入会等)

第6条 児童を放課GO→学童クラブに入会させようとする保護者又は児童を別表第2に定める放課GO→に参加させようとする保護者は、学童クラブ・放課GO→学童クラブ入会申込書(第2号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定により放課GO→学童クラブの申込みを受けたときは、選考の上、入会の承諾又は不承諾を決定し、放課GO→学童クラブ入会承諾書(第3号様式)又は放課GO→学童クラブ入会選考結果通知書(第4号様式)により、速やかに保護者に通知するものとする。

3 入会の選考に当たっては、港区学童クラブ運営要綱(平成4年6月12日4港厚児第209号)第6条第3項の規定を準用する。

4 入会の期間は、承諾の日からその日の属する年度の末日までとし、年度終了後継続して入会を希望する児童は、改めて申込みをしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めるときは、同項に規定する承諾の期間を変更することができる。

6 第1項の規定による申込みを取り下げようとする保護者は、速やかに放課GO→学童クラブ入会申込取下届(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

7 児童を放課GO→学童クラブから退会させようとする保護者は、放課GO→学童クラブ退会届(第6号様式)を区長に提出しなければならない。

(放課GO→学童クラブ入会承諾の取消し)

第 7 条 区長は、放課GO→学童クラブに入会している児童が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 6 条第 2 項の規定による承諾を取り消すことができる。

- (1) 第 4 条第 2 項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 正当な理由がなく長期間にわたって利用がないとき。
- (3) その他区長が特に必要と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により承諾を取り消したときは、放課GO→学童クラブ入会承諾取消通知書（第 7 号様式）により保護者に通知するものとする。

（校長への通知）

第 8 条 区長は、前 2 条の規定により入会、退会及び承諾の取消しをした児童について、実施校の校長に放課GO→学童クラブ入会・退会児童通知書（第 8 号様式）により通知するものとする。

（休日）

第 9 条 別表第 1 に定める放課GO→の休日は、港区の休日を定める条例（平成元年港区条例第 1 号）第 1 条第 1 項に定める区の休日とする。

2 放課GO→学童クラブ及び別表第 2 に定める放課GO→の休日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に定める休日並びに年末年始（1 月 2 日及び同月 3 日並びに 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで）とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、区長は、必要と認めるときは、臨時に休日を定めることができる。

（実施時間等）

第 1 0 条 別表第 1 に定める放課GO→の実施時間は、港区立学校の管理運営に関する規則（昭和 5 3 年港区教育委員会規則第 9 号）第 3 条の 2 第 1 項に定める休業日（以下「休業日」という。）にあつては午前 9 時から午後 5 時まで、それ以外の日にあつては放課後から午後 5 時までとする。

2 別表第 2 に定める放課GO→の実施時間は、同表に規定する育成時間と同一とする。

3 放課GO→学童クラブの定員及び育成時間は、別表のとおりとする。

4 区長は、前 3 項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、臨時に実施時間又は育成時間を変更することができる。

（活動内容）

第 1 1 条 放課GO→は、次に掲げる事項を計画的に行う。

- (1) 児童の安全確保、健康管理及び情緒の安定に資すること。

- (2) 児童の自主的な学習、遊びなどの体験活動の援助
- (3) 地域と連携した児童の健全育成に資すること。
- (4) その他児童の健全育成上必要なこと。

第12条 放課GO→学童クラブは、前条各号に掲げる事項を計画的に行うほか、次に掲げる事項を行う。

- (1) 家庭との日常的な連絡及び情報交換の実施
- (2) 生活の拠点の提供
(費用負担)

第13条 放課GO→学童クラブの育成費は、無料とする。

- 2 おやつ代、参加実費等の費用は、保護者の負担とする。ただし、港区学童クラブおやつ代・お楽しみ会費助成要綱（平成22年4月1日22港子字第59号）第2条に規定する保護者の世帯については、当該保護者の負担額を助成する。

(協議会)

第14条 保護者、学校関係者及び地域関係者（以下「保護者等」という。）の意見を放課GO→クラブの運営に反映させるため、各実施校に放課GO→クラブ協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、保護者等のうちから選出する委員をもって組織する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議会の協議事項)

第15条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 放課GO→クラブの運営に関すること。
- (2) その他区長が必要と認めること。

(協議会の会長及び副会長)

第16条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選により選出する。
- 3 会長は、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第17条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議会の庶務)

第 18 条 協議会の庶務は、実施校の存する地区を所管する総合支所管理課において処理する。

(放課GO→クラブ連絡協議会)

第 19 条 各協議会の相互連絡を図り、放課GO→クラブを効果的かつ円滑に推進するため、放課GO→クラブ連絡協議会を設置する。

2 放課GO→クラブ連絡協議会の組織及び運営に必要な事項は、子ども家庭支援部長が別に定める。

(放課GO→クラブサポーター)

第 20 条 区長は、校内外における児童の安全確認等の業務を行わせるため、協議会から推薦を得た者又は保護者等のうちから放課GO→クラブサポーターを選任する。

(関係課等との連携)

第 21 条 放課GO→クラブの実施に際しては、児童の健全育成に総合的に対処するため、関係課等と連携を図り行うものとする。

(委任)

第 22 条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども家庭支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

ただし、放課GO→クラブひがしまち及び放課GO→学童クラブしばうらは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の港区放課後児童健全育成事業実施要綱第 6 条第 3 項の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後の放課GO→学童クラブの入会に係る選考から適用し、同日前の入会に係る選考については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

名称	実施校	放課GO→学童クラブ			
		定員	育成時間		
			土曜日及び休業日以外の日	土曜日	休業日※
放課GO→学童クラブ おなりもん	港区芝公園三丁目 2 番 4 号 港区立御成門小学校	35 人	放課後から午後 7 時まで	午前 8 時から午後 5 時まで	午前 8 時から午後 7 時まで
放課GO→学童クラブ しばうら	港区芝浦四丁目 8 番 18 号 港区立芝浦小学校	30 人			
放課GO→学童クラブ しろかねのおか	港区白金四丁目 1 番 12 号 港区立白金の丘小学校	80 人			
放課GO→学童クラブ あざぶ	港区麻布台 1-5-15 港区立麻布小学校	36 人			
放課GO→学童クラブ	港区南麻布三丁目 9	52 人			

ラブ ほんむら	番 3 3 号 港区立本村小学校	人			
放課GO→学童ク ラブ こうがい	港区西麻布三丁目 1 1 番 1 6 号 港区立筭小学校	1 0 0 人			
放課GO→学童ク ラブ ひがしまち	港区南麻布一丁目 8 番 1 1 号 港区立東町小学校	3 3 人			
放課GO→学童ク ラブ あおやま	港区南青山二丁目 2 1 番 2 号 港区立青山小学校	4 0 人			
放課GO→学童ク ラブ せいなん	港区南青山四丁目 1 9 7 号	8 0 人			
放課GO→学童ク ラブ しろかね	港区白金台一丁目 4 番 2 6 号	4 0 人			
放課GO→学童ク ラブ あかばね	港区三田一丁目 4 番 5 2 号 港区立赤羽小学校	3 0 人			
放課GO→学童ク ラブ あかさか	港区赤坂八丁目 1 3 番 2 9 号 港区立赤坂小学校	3 0 人			

別表第 2

名称	実施校	放課GO→学童クラブ			
		定員	育成時間		
			土曜日及び休 業日以外の日	土曜日	休業日※
放課GO→学童ク ラブ しば	港区芝二丁目 2 1 番 3 号 港区立芝小学校	1 8 0 人	放課後から午 後 7 時まで	午前 8 時から 午後 5 時まで	午前 8 時から 午後 7 時まで

放課GO→学童ク ラブ なんざん	港区元麻布三丁目 8 番 1 5 号 港区立南山小学校	7 0 人			
------------------------	-----------------------------------	----------	--	--	--

※休業日とは、港区立学校の管理運営に関する規則（昭和 5 3 年港区教育委員会規則第 9 号）第 3 条の 2 及び第 4 条に規定する休業日（第 9 条第 2 項に規定する休日及び土曜日を除く。）

様式 (省略)